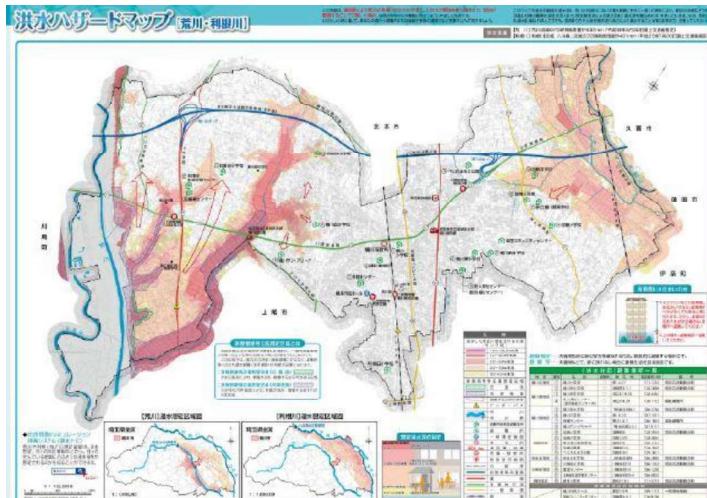
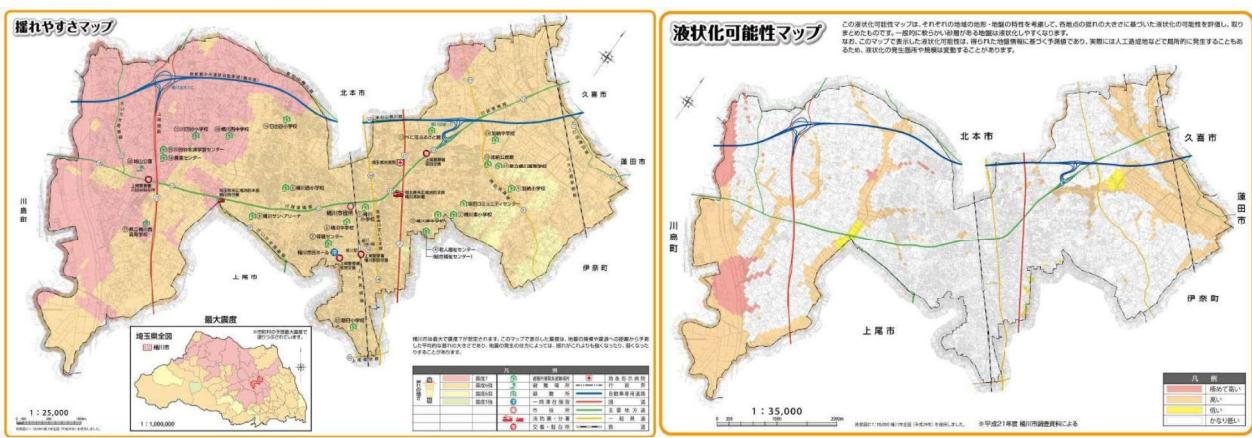


(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標	
I 現状	
(1) 地域の災害リスク	
(洪水：地域防災計画及びハザードマップ)	
利根川水系や荒川水系では、概ね 200 年に一度程度起こりうる大雨を想定して、堤防や遊水地の整備など、治水事業が進められている。このため、桶川市にとって最も脅威である利根川や荒川の堤防決壊ではなく、頻発する江川や赤堀川など支川流域の浸水を想定して災害対策にあたってきた。	
桶川市洪水ハザードマップは、荒川及び利根川の河川管理者である国土交通省関東地方整備局の荒川上流河川事務所及び利根川上流河川事務所から提供された各浸水想定区域図を基に作成されている。	
関東平野は過去に幾度も風水害を経験している。明治 43 年水害とカスリーン台風時には利根川・荒川の堤防が決壊し、甚大な被害がもたらされた。カスリーン台風以降、桶川市の水害は、堤防決壊ではなく、支川である赤堀川、江川などの流下能力を超える降雨による氾濫が中心となっている。そのうち、昭和 57 年の台風 18 号が最も被害が大きく、市内で床上浸水が 23 棟発生した。[桶川市地域防災計画第 1 章/第 3 節：過去の災害履歴/第 1：風水害 (P8) より抜粋]	
 洪水ハザードマップ (荒川・利根川)。このマップは、利根川と荒川の流域を示すもので、色-coded の浸水想定区域図が示されています。左側には「荒川浸水想定区域図」と「利根川浸水想定区域図」の詳細な説明があります。右側には「桶川市洪水ハザードマップ」の説明と、複数のデータ表や図が含まれています。 【出典：桶川市洪水ハザードマップ】	
(地震：地域防災計画及びハザードマップ)	
「平成 24・25 年度埼玉県地震被害想定調査」では、「関東平野北西縁断層帯地震」、「東京湾北部地震」、「茨城県南部地震」、「元禄型関東地震」、「立川断層帯地震」の 5 つの地震を想定し、地震ごとに市町村ごとの被害数量を算出している。	
東日本大震災の経験を踏まえ想定外をなくす観点から科学的に考えうる最大級の地震として設定されている。	
関東平野北西縁断層帯では断層の破壊開始点を北・中央・南の 3 つを想定し、各破壊開始点に対して被害想定がなされている。桶川市では破壊開始点が北の場合に最も大きい被害を受ける。[桶川市地域防災計画第 1 章/第 4 節：災害の想定/第 2：地震 (P13) より抜粋]	 市に影響のある活断層。このマップは、関東平野北西縁断層帯、桶川断層、荒川断層、立川断層帯などの主要な活断層を示すもので、これらの位置関係が示されています。 ※荒川断層は、現在では活断層とみなされていない。



【出典：桶川市地震ハザードマップ】

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように多くの人が免疫をもっていないため、急速な蔓延により、桶川市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 2,078人（平成28年度事業所・企業統計調査）
- ・小規模事業者数 1,563人（平成28年度事業所・企業統計調査）
(内訳)

業種	建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食店・宿泊業	サービス業	その他	合計
商工業者数	236	188	128	430	225	753	118	2,078

【出典：平成28年経済センサス】

(3) これまでの取組

- 1) 桶川市の取組
 - ・自治会、事業所での自主防災組織の結成
 - ・自主防災組織での防災訓練の実施
 - ・市が整備する避難行動要支援者名簿等を活用した避難行動要支援者の支援体制の構築
 - ・地区防災計画の検討
- 2) 桶川市商工会の取組
 - ・事業者BCPに関する国の施策の周知
 - ・埼玉県火災共済協同組合と連携した災害共済への加入推進
 - ・あいおいニッセイ同和損害保険株式会社と連携した損害保険への加入促進
 - ・ビジネス総合保険（全国連）の周知及び加入推進

II 課題

現状では、桶川市商工会内でのBCP計画を策定していないため、方針や実施体制が確立されていない。また、桶川市内事業者へのBCP策定に関する周知を本格的に実施していないことから、今後はセミナーによる集団や個別による相談により支援を実施していくための体制を整備する必要がある。また、桶川市商工会経営指導員においても、研修会やOJTにより、支援できる知識を得ていく。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
 - ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、桶川市商工会と桶川市との間における被害状況報告ルートを構築する。
 - ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ※その他
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

<1. 事前の対策>

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、桶川市策定の自然災害ハザードマップを事業者に示しながら、事業所立地場所の自然災害リスクと事業継続に対する影響を軽減するための取り組みや対策について説明する。（休業の備えとなる損害保険、水災補償の損害保険などへの加入）
- ・桶川市商工会の会報やホームページなどで国の施策の紹介や自然災害リスク対策の必要性、損害保険概要、事業継続力強化計画に取り組む小規模事業者の紹介などを行う。
- ・小規模事業者に対し、事業継続力強化計画の策定支援を行う。
- ・発災時の避難訓練やけが人の救助訓練（AED 使用等）、従業員の安否確認訓練の指導や助言を行う。
- ・事業継続に関する普及啓発セミナーや市の施策の紹介、損害保険の紹介を実施する。

2) 桶川市商工会自身の事業継続計画の策定

- ・令和7年度までに事業計画を作成。

3) 関係団体等との連携

- ・損害保険株式会社に専門家派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナー や損害保険の紹介等を実施する。
- ・地域内事業所と一定の契約実績のある「埼玉県火災共済協同組合」と連携し、災害保険の 啓発・普及推進を図り、小規模事業者のBCP計画策定を推進する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業継続力強化計画の取り組み状況の確認を随時行う。
- ・桶川市役所産業観光課との定期的な協議を行い、状況確認や改善に向けて協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・地震や大風災害の発生を想定して、桶川市役所との連絡ルートが迅速に機能するかの確認を行う。
- ・非難訓練の他、職員の安否確認、小規模事業者の被害状況の確認などの訓練を行う。

<2. 発災後の対策>

1) 応急対策の実施可否の確認

- ①自然災害発災時は、人命救助やけが人の救護活動を第一優先として活動する。
 - ・商工会館来館客の会館外への避難誘導、広域避難場所への誘導
 - ・商工会館内に、けが人の応急救護場所を確保する
- ②商工会建物や事務所内の損壊による二次被害（人への落下物の衝突）の防止を図る。
 - ・見回りの役割分担を決めておく
- ③上記の確認がとれた時点から職員並びに職員の家族の安否確認を行う。
 - ・LINE ワークスのグループ設定を行い、安否確認を発信する。その後職員、商工会長の安否確認並びに会館の被害状況について埼玉県商工会連合会へLINE ワークスを経由して埼玉県に報告する。
- ④事態が沈静化したら、順次会員の安否確認を行う。会員の安否確認後、被害状況については全国商工会連合会災害システムを利用して埼玉県商工会連合会を経由して埼玉県へ報告する。

2) 応急対策の方針決定

- ①危機のランクに応じ「別表：職員の行動基準」の通り対応を行う。職員自身が命の危険を感じる場合には緊急対応をせずに待機し、危険が去ってから行動を開始する。
- ②自然災害が勤務時間外に発災した場合には、職員全員は出勤できない。商工会館まで、徒歩にて出勤可能な職員のみで対応することを想定した役割分担を行う。

「職員行動基準」

危機のランク	危機の内容	職員		対策本部要員	
		(就業時間中)	(就業時間外)	(就業時間中)	(就業時間外)
A	<p>【震災】震度 5 弱以上の地震発生</p> <p>桶川市長が「非常体制」と認めた時</p> <p>【風水害】市域に大災害が発生しつつあり、かつ荒川の氾濫など相当規模の災害が予想される場合</p>	<ul style="list-style-type: none">・初動対応を行う（避難、来会者の避難誘導）・事務局長の指示により帰宅する（家族の安否確認が出来ない職員を中心）・商工会外にいるときは、事務局長の指示により帰宅する	<ul style="list-style-type: none">・安否状況を商工会に報告する・事務局長の指示に従い、自宅待機する	<ul style="list-style-type: none">・初動対応を行う（来会者の避難誘導、商工会建物の被害状況把握）・商工会に残り対策本部活動（出かけている職員の安否確認、家族の安否確認）を実施する・商工会外にいるときは商工会に至急戻る	<ul style="list-style-type: none">・安否状況を商工会に報告する・家族の安全を確認した後、商工会に参集する・商工会に参集後、対策本部活動（職員の安否確認、建物被害状況の把握）を実施する

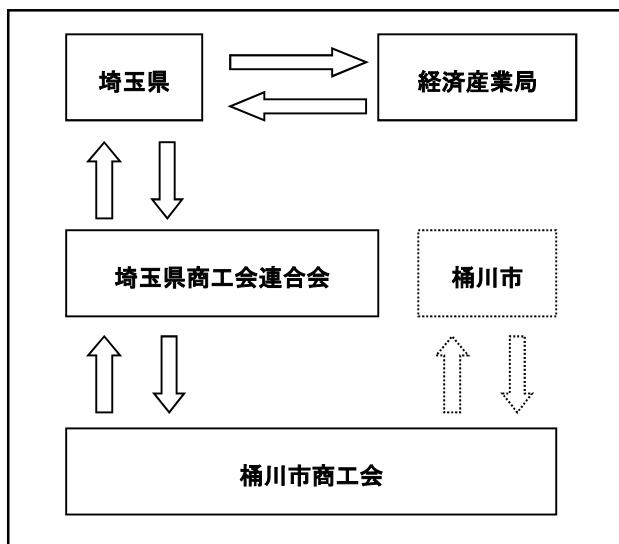
B	<p>風水害等の発生 災害の発生が確実に予想される場合、又は小規模の災害が発生したとき</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局長の指示により、業務を継続する ・商工会外にいるときは事務局長の指示に従う 	<ul style="list-style-type: none"> ・安否状況を商工会に報告 ・事務局長の指示に従い、商工会に参集する 	同上	同上
---	---	--	--	----	----

<3. 発災後における指示命令系統・連絡体制>

桶川市商工会は会員を含む小規模事業者の被害状況を把握し経営的復旧に向けた対応を行うことが求められる。

このため事務局の役割を以下の様に定めておく。

- ・事務局長が即座に会長、副会長に連絡する
- ・対策本部を設置する
- ・桶川市や埼玉県商工会連合会との連絡を担い、連絡の窓口となる
- ・会員からの要望を取りまとめる
- ・会員からの問い合わせに対応する
- ・会員等小規模事業者の被害状況を確認し、桶川市や埼玉県商工会連合会に報告する
- ・桶川市商工会と桶川市が共有した情報を埼玉県が指定する方法にて、報告する



<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・組織運営に係る業務（会議など）は縮小し、会員等小規模事業者からの相談受付や支援業務を最優先とする
- ・職員の安全や商工会館の安全が確認された時から、相談窓口を開設する
- ・国や県または桶川市の被災事業者施策について、会員などに周知する

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・埼玉県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を埼玉県や埼玉県商工会連合会等に相談する

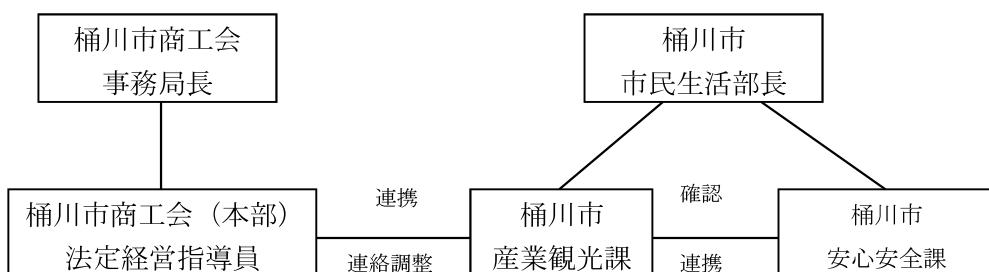
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和3年12月現在)

(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 加庭 大寧 (連絡先は後述(3)①参照)
経営指導員 神谷 貴史 (連絡先は後述(3)①参照)
経営指導員 工藤 太輔 (連絡先は後述(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

(3) 商工会、関係市町村連絡先

①商工会

桶川市商工会
〒363-0024 埼玉県桶川市鴨川1丁目4番3号
TEL : 048-786-0903 / FAX : 048-786-0904
e-mail:okegawa@syokoukai.jp

②関係市町村

桶川市役所 市民生活部 産業観光課
〒363-8501 埼玉県桶川市泉1丁目3番28号
TEL : 048-786-3211 (代表) 048-788-4928 (直通) / FAX:048-786-3740
e-mail : sangyo@city.okegawa.lg.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	1 6 0	1 6 0	1 6 0	1 6 0	1 6 0
・専門家派遣費	5 0	5 0	5 0	5 0	5 0
・チラシ作成費	3 0	3 0	3 0	3 0	3 0
・通信運搬費	4 0	4 0	4 0	4 0	4 0
・消耗品費	2 0	2 0	2 0	2 0	2 0

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、埼玉県補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
I. 埼玉県商工会連合会 会長 三村 喜宏 〒330-8669 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5 大宮ソニックシティビル7階	
II. 埼玉県火災共済協同組合 理事長 三村 喜宏 〒330-8669 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5 大宮ソニックシティビル7階	
連携して実施する事業の内容	
I. 埼玉県商工会連合会	
①小規模事業者に対する自然災害や感染症等のリスクの周知を行う。 ②商工会自身の事業者継続計画の作成 ③小規模事業者に対し、BCP策定による実効性のある取組みの推進等の支援及び助言を行う。 ④BCP策定に向けての普及啓発セミナーを開催する。	
II. 埼玉県火災共済協同組合	
①小規模事業者に対する自然災害リスクの周知を行う。 ②自然災害リスク及びその影響を軽減させるための取組みや対策（事業休業や災害補償、保険、共済加入等）の周知・説明を行う。	
連携して事業を実施する者の役割	
I. 埼玉県商工会	
①専門家派遣 ②パンフレット等の広報物提供 ③費用の助成	
II. 埼玉県火災共済協同組合	
①パンフレット等の広報物提供	
連携体制図等	
<pre> graph TD A[小規模事業者] -- "事前対策・発生後の対策 応急対策支援・復興支援" --> B[桶川市商工会] A -- "連携" --> C[埼玉県商工会連合会] A -- "連携" --> D[埼玉県火災共済協同組合] C <--> D </pre>	